

よりよい生徒指導に向けて

第 I 章 生徒指導（総論）

山口県教育委員会

平成23年3月改訂

一人ひとりの夢の実現

自己指導能力の育成



目次

第 I 章 生徒指導（総論）

I 生徒指導の定義

- 1 定義 2
- 2 学習指導要領における配慮事項 3

II 生徒指導の目的

- 1 目的 4
- 2 自己指導能力 4
- 3 自己指導能力の育成を図るために留意すべき事項 4

III 生徒指導上の留意点

- 1 児童生徒理解の深化 6
- 2 児童生徒・保護者等との信頼関係の構築 6
- 3 全教職員による共通理解・共同実践 6
- 4 児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導 6

IV 生徒指導の実践

- 1 発達段階に応じた生徒指導のポイント 8
- 2 児童生徒理解 8
- 3 開発的・予防的な生徒指導の推進 9
- 4 学級づくり 11
- 5 問題行動への対応 13

V 教育相談の在り方と実施上の留意点

- 1 教育相談の定義 14
- 2 実施上の留意点 14

VI 特別支援教育との関連

- 1 特別支援教育の必要性 16
- 2 特別支援教育と生徒指導 16
- 3 発達障害の特徴と対応 16
- 4 校内・地域における相談支援体制の整備 18
- 5 実践事例 20

生徒指導（総論）

近年、高度情報化や都市化の進展、少子化の進行など社会が急速に変化する中で、価値観の多様化や規範意識の低下などが指摘され、学校における生徒指導上の課題は多岐にわたるものとなっている。

また、子どもたちの安全が脅かされる事件も多発しており、子どもたちの発達段階や様々な社会状況等を踏まえながら、校種間の連携を図った継続性のある生徒指導体制を構築することが、今日求められている。

このような中で、学校においては、子どもたちの健全な成長と人格のよりよい発達に向けて、開発的・予防的な生徒指導に取り組む中で、自己存在感を高め自己指導能力を育むとともに、これまで以上に、基本的な生活習慣の確立や、社会的なルールやマナーの指導を通じた規範意識の醸成を図る必要がある。

教育基本法においては、第6条で「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」と規定し、改めて生徒指導の充実が学校の重要な使命であることを示した。

以上のことから、生徒指導は、学校の教育目標を達成するうえで、重要な機能を果たすとともに、学習指導と並んで重要な意義をもっており、学校教育活動全体を通じて、一層の充実を図っていくことが求められている。

I 生徒指導の定義

1 定義

生徒指導とは、学習指導とともに、学校が教育目標を達成するための基本的で重要な機能であり、すべての教職員が、すべての教育活動を通じて、すべての児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、同時に自己存在感や社会性を育み、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を高めていく指導・支援である。

学校における生徒指導といえ、ともすれば表面に現れた問題行動や不登校への対応等、対症療法的な面のみが強調されがちである。

しかし、問題行動等は、児童生徒とその生活環境との間での様々な葛藤から生じる「心の問題」である。

したがって、生徒指導に当たる教職員は、表面的に現れた問題行動等にとらわれることなく、児童生徒の内面や心にしっかり意識を向けるとともに、日ごろから、一人ひとりの児童生徒のよさを評価、理解し、児童生徒自身がそのよさに気づき、

それを伸ばしていくことができるような開発的・予防的な指導・支援を重視することが大切である。

このような生徒指導を、学校生活のすべての場において十分機能させることが、児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止にも効果を上げることにつながる。

生徒指導の機能は、教育課程として編成された領域（各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間）、部活動等の課外活動、休み時間や放課後の時間等、必要に応じて校外の生活など、特定の領域や内容に偏ることなく、教育活動全体に及ぶものである。つまり、学習指導はもとより、適応指導、進路指導、健康指導、問題行動等への対応、教育相談等、児童生徒の置かれた状況に応じて展開されるすべての教育活動に及ぶものである。

生徒指導とは、一人ひとりの児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助である。

<文部省「生徒指導資料第20集」(S63.3)>

2 学習指導要領における配慮事項

生徒指導に関する学習指導要領における配慮事項は、次のとおりである。

(1) 小学校

【総則】

日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること

【特別活動】

学級活動については、学校や児童の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図るようにすること。また、生徒指導との関連を図るようにすること

(2) 中学校・高等学校

【総則】

教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的（主体的）に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること

【特別活動】

生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること

Ⅱ 生徒指導の目的

1 目的

生徒指導の目的は、児童生徒一人ひとりの夢の実現に向け、児童生徒一人ひとりが自分自身をありのままに認め、自己理解を深めることを基盤とし、他者とのかかわりの中で、自ら選択・判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力（自己指導能力）を育成することである。

2 自己指導能力

自己指導能力とは、自己をありのままに認めること（自己受容）、自己に対する洞察を深めること（自己理解）、これらを基盤に目標を確立し明確化していくこと、そして、この目標達成のため、他者とのかかわりの中で、自発的・自律的に自らの行動を判断し実行することなどである。

また、自己指導能力の育成に当たっては、他人のためにも、自分のためにもなるという行動を児童生徒自らが考え、それらの行動に対してきちんと責任をとるという経験を積み重ねることが必要である。

つまり、自己指導能力とは、「児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力」であり、「生きる力」の土台となる力ともいえる。

なお、自己指導能力を育成するために、学習指導を含む、学校生活のあらゆる場や機会において、下記事項に留意し、児童生徒それぞれの健全な成長と人格のよりよい発達に向けて、開発的な生徒指導を推進することが求められている。

3 自己指導能力の育成を図るために留意すべき事項

(1) 自己存在感を与えること

児童生徒一人ひとりの存在を大切にすることが、指導の基本となる。

また、人間は、他者とのかかわりの中で自己の存在感を見出せるとき、生き生きと活動できるのであり、児童生徒が自己存在感を得ることにより自己実現を図ることができる。

教職員は、児童生徒一人ひとりがあらゆる学校生活の場などにおいて自己存在感をもつことができるように配慮することが重要であり、そのためには、児童生徒の独自性・個別性を大切にしながら、指導を進めることが必要である。

(2) 共感的人間関係を育成すること

共感的人間関係とは、相互に無条件に尊重し合う態度であり、このような人間関係の中にあつてこそ、児童生徒自身の自己受容、自己理解は一層促進される。

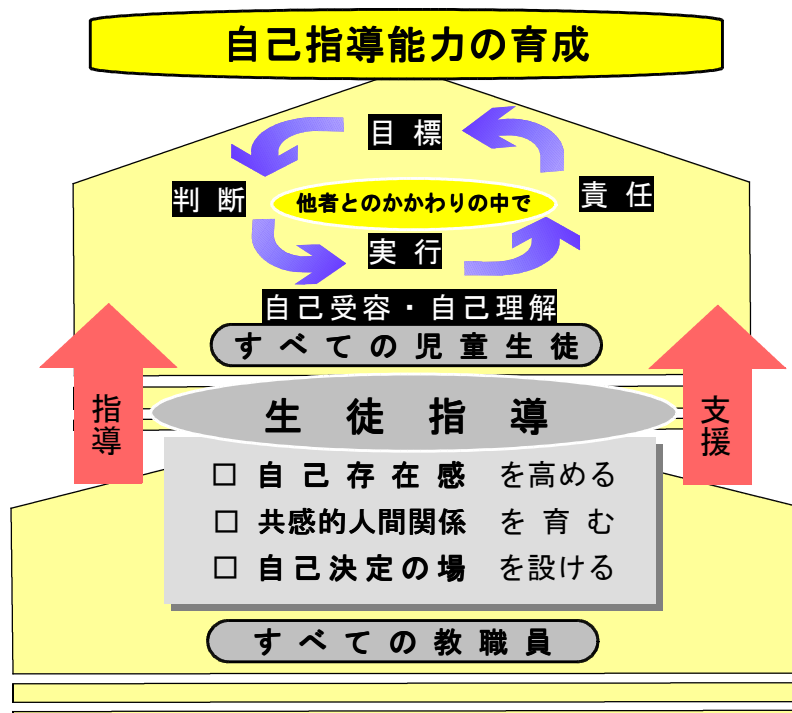
教育相談などの個別の指導に当たっては、教職員と児童生徒の間に、このような共感的人間関係が存在することが必要不可欠であり、生徒指導を進める上での基盤となるものである。

(3) 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を支援すること

児童生徒が自らの行動を決断し、実行し、責任をもつという経験を通して、自己指導能力の育成が図られる。

学校は、児童生徒自身が自らの可能性を発見し、伸長できるように、適切な経験の場や活動の機会を設け、自己決定の場をできるだけ多く用意し、他者とのかわりの中で児童生徒が判断力を高め、責任のある行動をとれるように支援することが重要である。

また、教育課程を編成、実施する際も、豊富でかつ多様な学習の場を設定するとともに、効果的な指導の方法を工夫するなど、生徒指導の機能が有効に働くよう配慮したい。



コラム：自己実現について

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、児童生徒を育てて行くことにつながります。

ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。

また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。

自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。(文部科学省「生徒指導提要」から)

Ⅲ 生徒指導上の留意点

1 児童生徒理解の深化

児童生徒一人ひとりを受容的な態度で、共感的に理解するとともに、生活環境等も含め、正しい理解の上に立って適切に指導・助言することが重要である。

2 児童生徒・保護者等との信頼関係の構築

教育活動全体を通じて、児童生徒と保護者等との信頼関係を大切にし、人間味のある温かい指導・援助に努めることが重要である。

また、児童生徒・保護者等に対して、生徒指導の方針や具体的な指導方法等について明確に示すとともに、保護者等に対しては、PTA総会・保護者会等様々な機会をとらえ、周知に努めるなど、日ごろから緊密な連携を図ることが必要である。

3 全教職員による共通理解・共通実践

校長のリーダーシップのもと、生徒指導目標・方針を適切に決定するとともに、全教職員への周知徹底を図ることが重要である。

また、具体的な指導方法や指導上の留意点、問題行動等発生時における対応等については、職員会議や校内研修等において、「よりよい生徒指導に向けて」や「問題行動等対応マニュアル」等を活用した共通理解及び意見交換に努め、教職員間の協働体制を築くことが重要である。

4 児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導

教職員は、児童生徒の自己指導能力の育成を念頭におき、日々の生徒指導において、児童生徒一人ひとりが直面する諸課題を見極め、状況に応じた的確な方法により、粘り強くかかわり続ける必要がある。

(1)「開発的な指導（成長を促す指導）」

児童生徒一人ひとりの人格のよりよき発達を実現するためには、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援が必要となる。児童生徒にとって学校生活が有意義かつ充実したものであれば、そのことが問題行動を未然に防止することにもつながる。

具体的な取組として、各教科による学習指導、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間や、自然・社会体験活動、キャリア教育、人権教育等の充実を図る中で、道徳教育・心の教育を推進し、すべての児童生徒の成長を支援していく。

(2)「予防的な指導」

予防的な指導とは、児童生徒の問題行動等を未然に防止するために、発生が予想される生徒指導上の課題を分析し、教育相談を重ねるなど事前に指導するとともに、保護者と連携し、問題行動等の芽を早期に発見し、改善を図る取組である。

具体的には、人間関係づくり、学級活動等における校則指導や児童生徒会活動等でのキャンペーン、非行防止・交通安全・薬物乱用防止教室、家庭訪問による指導等である。

(3) 「事後指導（課題解決的な指導）」

児童生徒が直面する問題行動や学校不適応等、生活・発達上の諸課題を迅速に解決するためには、教職員や専門家等による的確な助言及び適切な指導・支援等が必要である。

具体的には、個別指導、集団指導、専門家によるカウンセリング、保護者や警察等関係機関との継続的な連携等の指導・支援である。

特に、課題解決に向けて、学級担任が一人で抱え込まず、必ず管理職等と相談し、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門家の意見も踏まえて、チームとして組織的に対応することが重要である。

コラム：問題行動の背景にあるもの

周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされて学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。（文部科学省「生徒指導提要」から）

コラム：体験の重要性

人間の学習には、読んだり聞いたりして知的に身に付けていくのに適する内容と、体験を通してしか身に付けることができない内容とがある。人間関係を円滑にしていくには、人とのふれあいの体験を通してしか身に付かないところがある。しかし、今日、家庭生活においても地域社会においても、生徒が十分な体験を得ているとは言い難い場合が多い。また、自然とのかかわりにしても、自然の中で生活する体験を通して自然との根源的なつながりを実感したり勤労の尊さを実感したりすることができるものであるし、自然の美に感動することも、体験を通してこそ実感することができる。生活上必要な技能も、体験を通してしか身に付かない。

また、実生活において様々な困難に遭遇し、それらに対し自らの力で問題解決を図る経験を繰り返すことにより、人は社会的な適応能力を身に付けていく。

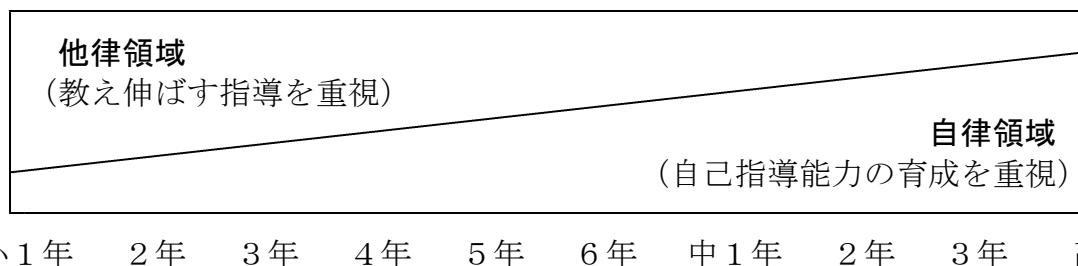
（「文部省「生徒指導資料第20集」（S63.3）」から）

IV 生徒指導の実践

1 発達段階に応じた生徒指導のポイント

(1) 児童生徒の心の発達

児童生徒の心の発達を示すと、下図のようになり、児童生徒の発達心理の上からは、以下のような対応が望ましい。



(2) 小学校低学年・中学年

道徳性や規範意識の育成に向けて、小学校低学年では、行動の内容や意義を教え、しっかり考える態度を育て、誉め励ましながらか自ら行動できるように育む指導、つまり、教え伸ばす指導が大切である。

中学年は、自分の行動については振り返りながら把握できるようになるため、次第に、自主性を尊重しつつ、内省する力を育むことが必要である。

(3) 小学校高学年以降

小学校高学年以降は、自我が発達し、責任感や批判力も育ってくるため、主体的な自己決定や集団による選択決定の場をもち、自己肯定感と道徳性などを培い、自己指導能力を高める取組が重要となる。

2 児童生徒理解

(1) 児童生徒理解の重要性

学習指導も生徒指導も、教育実践が成果を上げるための前提は児童生徒理解である。

特に、生徒指導においては、児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右している。人は理解してくれる人には安心して心を開く。共感的理解が生徒指導を推進する上では大変重要である。

(2) 児童生徒理解の対象

児童生徒を理解するために、重要と思われる事柄は、健康状況や学力、性格的な特徴、興味・関心、要求、悩み、交友関係、生育歴、家庭環境などの環境条件等である。

児童生徒を理解することによって、本人の長所などもはっきり把握でき、効果的な指導方法も明らかになる。

3 開発的・予防的な生徒指導の推進

(1) 生活規律・学習規律の重視

学校生活における規則やルールは、児童生徒の規範意識を高める重要な役割を担っている。

このため、学校生活全体を見渡して、どのようなルールが必要かを見直し、それを、児童生徒・保護者・教職員が共有し、校種間の連携を図り、協働して継続的に指導していくことが大切である。

例えば、中学校区の小・中学校で、小学校1年から中学校3年までの9年間を見通して、生活規律・学習規律の重点取組項目を数項目程度決めて、すべての教職員が一貫して指導するなどの方法で徹底を図るとよい。

小・中学校での例

- ①登下校の場面……………登下校の時間、ルール
- ②学習指導の場面……………学習ルール、教師・児童生徒の関係
- ③休み時間の場面……………時間の使い方、遊びのルール、チャイム厳守
- ④給食指導の場面……………時間の使い方、給食の手順、食事のマナー
- ⑤清掃指導の場面……………時間の使い方、清掃の手順、無言清掃
- ⑥部活動の場面……………集団のルール
- ⑦学級会の場面……………学級集団のルール
- ⑧学校行事の場面……………児童生徒集団、同一目標集団のルール
- ⑨教育相談の場面……………個々の児童生徒と教師の関係、問題解決へのルール

<平成22年3月1日付け平21教安体3320号通知

「継続性のある生徒指導推進のための小・中連携の充実について」参照>

(2) 教科指導の重視

学習規律の徹底を図り、わかる授業を実施することにより学力の定着を図るとともに、児童生徒一人ひとりが生き生きと主体的に学習する態度を養う。このことにより、児童生徒が、自ら考え、判断し、行動しながら問題を解決していく能力や態度を育む。

(3) 開発的・予防的な取組の重視

ア 道徳教育・心の教育の充実

道徳の時間やホームルーム活動を要とする道徳教育・心の教育が充実してくると、児童生徒は、生命尊重、規範意識などの道徳的価値について意識するようになる。

このため、学校や児童生徒の実態に応じて、重点取組項目を設定して、学校教育活動全体を通じて繰り返し指導したり、チャレンジ目標等として示し、児童生徒の主体的な行動を促したりするとよい。

イ 特別活動の充実（学級活動、児童生徒会活動の活性化）

学級活動においては、「学級目標」づくりなどを通して、きまりの意義や必要性について、児童生徒の気付きを促し、規範意識を育てる指導を重視することが大切である。

また、学校行事や体験活動等に、縦割り班活動など異学年集団での活動を取り入れることなどにより、思いやりやルールを守る心、コミュニケーション能力など豊かな人間性を培うことができる。

児童生徒会活動においては、あいさつ運動や服装、交通安全など、決まりを守るキャンペーン活動を推進するとよい。



朝のあいさつ運動

ウ キャリア教育の充実

生徒指導とキャリア教育は、ともに人格のよりよい発達を支援するという目的をもち、具体的なキャリア教育の取組は、生徒指導としても大きな役割を果たすなど、密接な関係にある。

児童生徒は、目標を見失ったときに無力感や孤独感から、反社会的行動などをとってしまうこともある。様々な場面で自己肯定感や自己有用感を高め、小学校段階から夢や目標に向かって努力する意欲や態度を育てることが重要である。

エ 教育相談の充実

悩み相談や発達段階に応じた進路相談（キャリアカウンセリング）を丁寧に実施し、児童生徒が、明るい学校生活を送ることができるよう支援する。

（４）保護者・地域との連携の重視

生徒指導を推進する上で、保護者・地域との連携が大変重要である。

日頃から、保護者会や地区懇談会等で、生徒指導上の課題を取り上げたり、学校を開放して、児童生徒の様子を見てもらい、課題を共有し、一緒に考えていくことが大切である。

また、地域の青少年健全育成協議会等のネットワークを生かし、地域や関係機関としっかり連携し、地域ぐるみで児童生徒を見守り育てる体制を構築することが求められている。



保護者・地域と連携した全校クリーン作戦



地域学習ボランティアによる学習会



参観週間



トイレ磨きの取組

※周南市立太華中学校の実践(平成18～20年度)から

4 学級づくり

学級は、児童生徒の学校生活を支える基本単位であり、担任の確かな児童生徒理解に基づく適切な指導・支援により、児童生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性の育成など、望ましい人間形成を図る中核的な場である。

(1) 担任の役割

児童生徒は、学校生活の多くを学級集団で過ごすことから、担任の果たす役割は大きい。

このため、担任として、児童生徒が互いに協力し、高め合う、自主的な活動を実践し、「心の居場所」としての学級集団への帰属意識や連帯感を育むことが大切である。

また、担任の受容的・共感的な人間関係を基盤とした温かく粘り強い指導は、児童生徒のよりよい人格形成の礎となるものである。

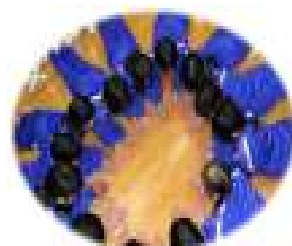


一方、学級経営に対する責任感から、担任だけで抱え込み、学級内の諸問題への対応の遅れが見られる場合もある。管理職や他の教職員への報告・連絡・相談を密にし、全校体制のもと、児童生徒の発達段階に応じた的確な学級経営が求められる。

(2) よりよい人間関係づくり

一人ひとりを大切にし、互いに支え合う学級風土を背景に、児童生徒は、豊かな集団生活を営むことができる。

朝の会や終わりの会での話し合い活動や、A F P Yの手法を生かした計画的な人間関係づくりの実践等により、児童生徒相互のコミュニケーション能力を高め、学級の絆を一層深めていくことができる。



(3) 日常の取組

係活動や当番活動、日々の清掃活動等は、集団の一員としての自覚や責任感を高め、進んで貢献しようとする態度を育む重要な取組である。活動の後には、反省会の実施や、チェック票等を活用して振り返る時間を設けるとよい。

また、これらの活動により、机・いす・ロッカー等の整理整頓、教室掲示の工夫等による環境が整備された空間は、児童生徒の情緒を安定させ、積極性を高める効果もある。



(4) 保護者との協働関係の構築

児童生徒が充実した学校生活を送るために、担任と保護者は、日ごろから、家庭訪問や電話連絡、連絡帳の活用や学級通信の発行等の様々な機会を通して、相互に連絡を取り合うことにより、子どものよさを共有し、ともに成長を見守り、育んでいこうとする関係を築くことが大切である。

また、児童生徒の気になる行動については、保護者と連携し、温かく粘り強く指導することが重要である。家庭への連絡については、事実関係、経過、背景、指導内容等を説明するとともに、保護者の思いを受け止め、課題の解決に向けて、十分に話し合うことが大切である。

5 問題行動への対応

(1) 問題行動の早期発見・対応

問題行動を早期に発見するためには、児童生徒の言動の変化に気付き、保護者と連携し、早期に支援することが必要である。この際、学級だけで抱え込むことなく、同学年や生徒指導部と連携を図り、組織的に対応することが重要である。

また、問題行動や学校不適応等がある児童生徒に対しては、市町福祉部局や児童相談所、民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と早期に連携し、支援する必要がある。

(2) 問題行動発生時の対応

児童生徒が問題行動を起こした際、保護者と一体となって支援する必要がある。また、児童相談所等関係機関と連携し、本人の教育相談を繰り返すなど、信頼関係に基づいた継続的な支援を行う。

問題行動が深刻化するにつれて、児童生徒のストレスの高まりや意欲・自尊心の低下などが見られることから、重大事案発生の前兆行動が現れた段階から、警察・少年サポートセンター・少年安全サポーター等との連携を図り、重篤化を防止する。

このような児童生徒に対し、注意や叱責だけを繰り返す指導は、児童生徒の心を傷つけ、さらに深刻な問題行動につながることもあるため厳に慎む。

(3) 重大事案発生時の対応

「学校から警察への連絡に関するガイドライン※」に基づき、警察に連絡するとともに、保護者と連携し、問題行動の再発防止と自立への支援に取り組む。

※ 平成22年11月12日付け平22教安体782号通知「学校と警察との一層の連携強化について」参照

コラム：基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために、大変重要であり、様々な要素からなっています。

基本的な生活習慣の各要素は、食事習慣、睡眠習慣、運動習慣、排泄習慣など、幼少期からの家庭生活とかかわりが深く、人間の心身の発達や成長にかかわる生活習慣の基礎となるものと、以下に示した学校における基本的な生活習慣とに整理でき、児童生徒の成長過程の中で密接に関連しています。

- ・ 時間を守る、物を大切に作る、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣
- ・ あいさつや礼儀、他者とかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣
- ・ 授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣

(文部科学省「生徒指導提要」から)

V 教育相談の在り方と実施上の留意点

1 教育相談の定義

教育相談は、児童生徒一人ひとりの教育上の諸問題について、本人又は保護者等にその望ましい在り方について助言・指導し、児童生徒の悩みや困難の解決を援助することによって、学校生活等に適応させ、人格の成長を図ろうとするものである。

教育相談は、児童生徒一人ひとりの個性を大切にしながら、学校生活をより充実することをねらいとし、教育活動全体を通して適切に実施することが重要である。

また、教職員と児童生徒との日ごろからの人間関係がすべての教育活動に影響を及ぼすことから、教育相談のねらいを達成するためには、教職員が、児童生徒との信頼関係を構築することが何よりも重要である。

主として教職員と児童生徒とが話し合いを通して、広く児童生徒の適応上の問題の解消を図るほか、児童生徒の自立や自己の可能性を発揮する過程を重視しながら、自立や自己実現を促す指導・援助。

<文部省「学校における教育相談の考え方・進め方」(H2.3)>

2 実施上の留意点

(1) 日ごろからの人間関係づくり

教育相談を充実するためには、信頼関係に基づく人間関係が欠かせない。特に、教職員と児童生徒の間における人間関係づくりのポイントは、次のとおりである。

- まず、教職員自らが心を開き、真摯な態度で児童生徒に接する。
- 児童生徒を肯定的にみる。
- 児童生徒一人ひとりに積極的な関心を持ち、積極的にかかわる。

(2) 教職員の基本的態度

教育相談を実施する上での教職員の基本的態度として、次のことが望まれる。

○ 傾聴

説得するという姿勢ではなく、児童生徒の思いを引き出し、共感的な態度で聴くことに努める。

○ 共感的理解

児童生徒の立場に立って、悩みや苦しみなどの心情、発する言葉の意味を理解しようと努める。

○ 受容

児童生徒の考え・行動を直ちに評価・批判せず、まず、児童生徒の心情を受け入れ、情緒の安定を図る。

○ 自己の可能性発揮への支援

児童生徒の自己決定、自己選択を促す。

(3) 学級担任が行う教育相談の進め方

教育相談は、重要な教育方法の一つであり、担任として以下の取組が必要である。

また、相談活動を有効に展開するためには、児童生徒との信頼関係、保護者との協力関係、校内の教職員との連携が大切である。

○ 問題を未然に防ぐ教育相談

定期面談や呼出し面談等の教育相談を実施することにより、信頼関係を深め、児童生徒の心の危機のサインに早期に気づき、適切に支援する。

その際、いじめの早期発見や進路支援に取り組むとともに、本人の成長が見られた点、頑張っている点などをしっかり伝え、生活や学業等への意欲を高めるよう努める。

○ 問題を解決する教育相談

教員として、児童期から青年期に至る発達段階における心理的特質について理解しておく必要がある。

また、児童生徒の不適応や非行問題については、学業成績の低下、言動の変化、身体症状の悪化などに前兆が見られる場合があるので、日ごろから児童生徒をよく観察し、かかわりをもっておくことが大切である。

相談の際は、他の児童生徒の目に触れない場所で、面接時間を明確に伝え、児童生徒の心をほぐすような言葉かけを行い、よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時に質問し、本人の自己指導力を引き出すよう取り組む。

○ 心の発達を促す教育相談

他人への思いやりや共感、感謝する心、決まり・ルールを守る心など、児童生徒の豊かな心の発達を促し、社会生活に必要な人間関係形成能力などを養うために、構成的グループエンカウンター（他者・自分に出会うグループ体験活動）、ピア・サポート（児童生徒同士の支え合い）、ソーシャルスキルトレーニング（社会的技能をトレーニングにより育てる活動）、アサーショントレーニング（対人場面で自分の伝えたいことを円滑に伝える活動）、ストレスマネジメント教育（様々なストレスへの対処法を学ぶ活動）などに、授業や特別活動等を活用して取り組むとよい。

A F P Yなども、同様な効果をもたらす活動である。

これらは、生徒指導の手法の一つでもある。

<参考資料・文献等>

「生徒指導資料第20集」文部省（S63.3）

「学校における教育相談の考え方・進め方」文部省（H2.3）

「生徒指導資料第1集」国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H15.7）

「生徒指導提要」文部科学省（H22.3） など

VI 特別支援教育との関連

1 特別支援教育の必要性

特別支援教育は、発達障害等も含め、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において行われるものである。

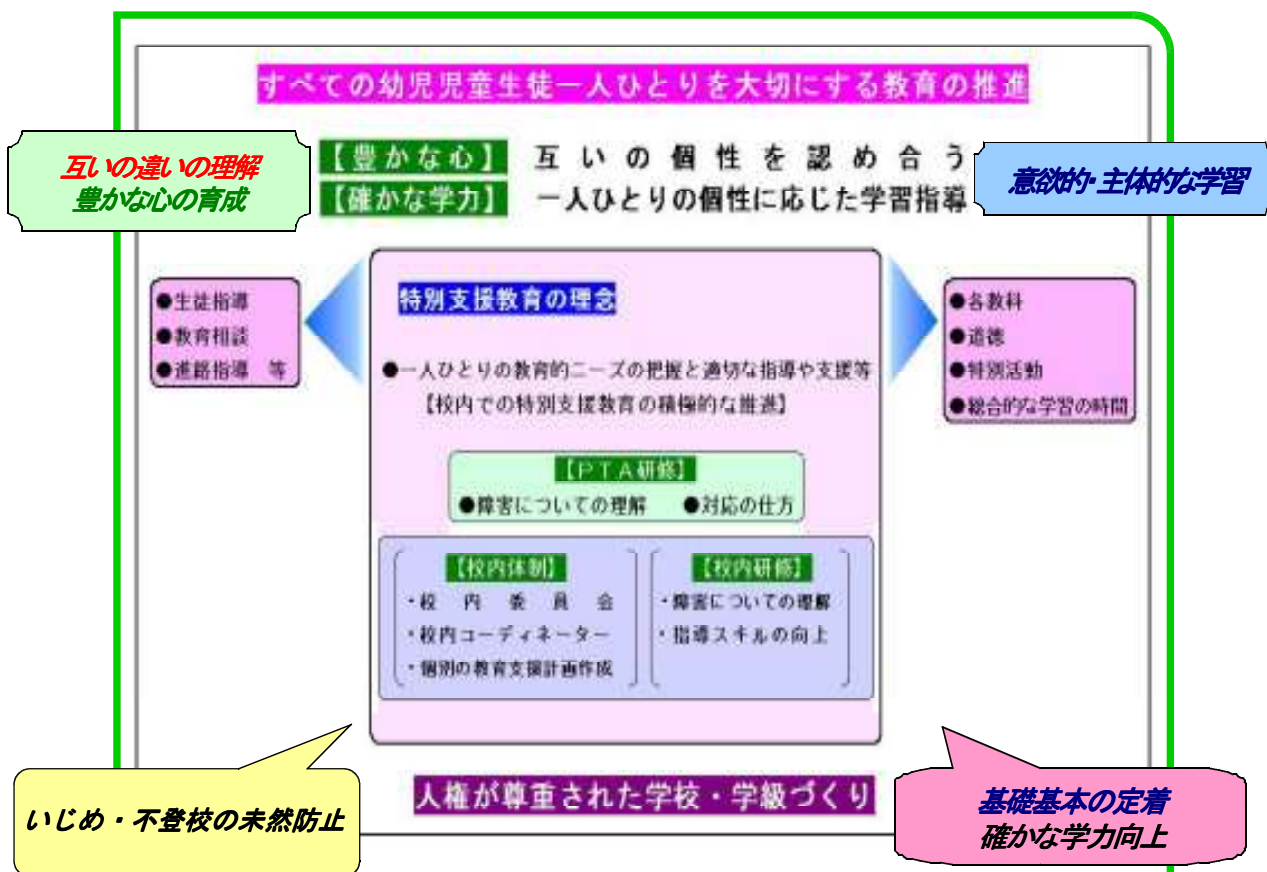
発達障害等の児童生徒の多くは、通常の学級に在籍しているが、周囲から受け入れられ、適切な支援が行われることにより、よりよく成長していくことができる。

しかし、学習面でのつまずきや対人関係がうまくとれない等、自分に自信がもてない、周囲から受け入れられない等により、いじめの対象となったり、不適応を起こしたりする場合があります、それらが、不登校につながることもあると指摘されている。

このため、発達障害等の児童生徒には、障害により引き起こされる様々な問題が起きないように、周囲の者が適切な支援方法を十分に理解して対応していくことが重要である。

2 特別支援教育と生徒指導

学校全体で特別支援教育を推進することにより、常に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに適切に対応した指導・支援を行う必要があるという考え方が浸透し、すべての児童生徒の豊かな心の育成やいじめ、不登校の未然防止につながると考えられる。



3 発達障害の特徴と対応

LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害の特徴を以下に示すが、児童生徒の状態像は様々であり、周囲の環境によって変化することも多いため、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。

これらの障害の原因としては、いずれも中枢神経系の機能障害があると推定されており、環境的な要因が直接的な原因ではない。

ア LD（学習障害）

- 全般的な知的発達の遅れはない。
- 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。

<支援の一例>

- ◇ 日常生活で、本人が対処に困りそうな場面を想定し、ロールプレイ等により、事前にソーシャルスキル（対人関係を形成し円満に人とかかわっていくための方法）を身に付けさせる。
- ◇ 自分が困ったときに、何を、どのように支援してほしいのかを、周囲の人に具体的に伝えられるように、日頃から練習しておくことも一つの方法である。

イ ADHD（注意欠陥多動性障害）

- 注意が集中できない（不注意）。
- じっとしていない（多動性）。
- 出し抜けに答える、順番が待てない（衝動性）。

<支援の一例>

- ◇ 目標をスモールステップに区分し、一步一步確実に達成できるように指導する。
- ◇ 友だちや大人等、本人の理解者がいることを知ることが大切である。

ウ 高機能自閉症<知的発達の遅れを伴わない自閉症>

- 人との関係がとりにくい。
- コミュニケーションにおいて言葉の使い方が独特である。
- 興味や関心が特定のものに限定されている。反復的常同的行動の特徴がある。

<支援の一例>

- ◇ 実際の場面で、相手の言動と気持ちを関連付けて、具体的に理解するように支援することが大切である。
- ◇ 不適切な言動に対して、感情的に叱ると、「拒否された」という気持ちだけが強く残るので、冷静に、分かりやすく丁寧な説明と指導を行う。

エ アスペルガー症候群

- 自閉症の特徴と同じであるが、言語の発達に障害がないので、周囲からその障害に気付かれにくい。

<支援の一例>

- ◇ 曖昧な表現や指示語を避け、具体物を示すなど、明確な指示に努める。
- ◇ フラッシュバック（強い心的外傷を受けた場合に、後になってその出来事が、突然鮮明に思い出されたり、夢に見たりする現象）が起こったときは、まず、場所を移して落ち着くまで待つ。

4 校内・地域における相談支援体制の整備

(1) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用

学校は、指導の目標や内容、配慮事項等を記載した計画（「個別の指導計画」）又は家庭や医療、福祉等の関係機関と連携した支援のための計画（「個別の教育支援計画」）を作成することにより、一人ひとりの児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要である。

これらの計画により、教職員間はもとより、保護者や関係機関との間で、指導や支援に関する情報を共有するとともに、その成果を蓄積し、次の学年や学校等に引き継ぐことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を継続して行うことができる。

(2) 校内体制の整備

本県では、全ての公立小・中・高等学校等において、校内委員会、校内コーディネーター等の校内支援体制が整備されている。

特別な教育的支援が必要な児童生徒への、全校体制での支援が必要な場合、校内委員会を開催し、支援についても協議する。



<校内委員会>

全校支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、各学校内に設置されている。

<校内コーディネーター>

各学校における特別支援教育推進のため、校内委員会・校内研修会の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

(3) 地域における相談支援体制の整備

特別な支援が必要な児童生徒、保護者及び学校への、地域における相談支援体制は、下図のように、「ふれあい教育センター」「特別支援教育センター」「サブセンター」が一体となり、きめ細かな相談支援体制を構築している。

具体的には、必要に応じて、小・中学校のサブセンターや総合支援学校の特別支援教育センターに依頼し、地域コーディネーターの協力を求めることができる。

また、心理学の専門家、理学療法士等で構成される専門家チームに相談することもできる。



(2) 個別の支援例

発達障害の児童生徒が、級友に嫌な思いをさせるような言動をとり、周囲の児童生徒から受け入れられなくなる場合もある。

こうした場合は、以下のような対応が望まれる。

児童生徒からの聴き取りと情報共有

- 児童生徒から話を十分聴く。
- 校内や家庭での様子等の情報を収集し、児童生徒の全体像を把握する。
 - ・ 担任は、管理職、校内コーディネーター、養護教諭、教育相談担当、前年度の担任、保護者等と緊密に連携する。

児童生徒への対応

- 自分の気持ちを表明できたことを認め、受容的な態度で接する。
- 家庭での状況や人間関係等、背景の理解に努め、児童生徒の気持ちを理解する。
- 注意や説諭だけに終わらず、児童生徒がその発達段階に応じて、自己の課題に気づき、改善に至るよう粘り強く接する。
- 本人の思いを十分考慮して、今後の対応を決定する。
- パニック時には、カームダウンエリア(落ち着く場所)に連れて行き、落ち着きを取り戻すようにする。
- 事案の状況説明や今後の対応等について、保護者と連絡を取り合う。

<特別支援教育の視点>

- ・ 望ましくない言動があった場合は、その場で、短く、分かりやすい言葉で指導するとともに、望ましい言動や長所を見つけて認め、誉めるなどの確な指導、支援を行う。
- ・ 集団や友人に対して、思いやりのある言動をした場合は、積極的に称賛する。
- ・ 時間をかけて話し合いたい場合は、必ず、静かな場所で話を聴く。また、うまく言葉で表現できない場合は、感情を言語化したり、「次はどうしたらよいか」を考えたりするよう助言する。その上で、本人のがんばりを認め称賛する。

学級全体への支援

- 担任は公正・公平に接するように努める。当該児童生徒を含め、特定の児童生徒に厳しくしたり大勢の前で指導したりすることは避ける。
- グループ学習やA F P Y等を活用した人間関係づくりに取り組み、児童生徒がお互いを認め合う受容的な態度を育む。

<参考資料・文献等>

「支援をつなぐ～早期からの継続した支援のために～」山口県教育委員会 (H19.3)